

胎内市空き家等解体補助金の申請から支払いまで（概要）

0ー初めに市民生活課生活環境係に相談（0254-43-6111 内線1151）

- ・事前相談することで、申請に必要な書類や該当になりそうか確認等ができます。



1ー市役所職員が現地確認

住宅地区改良法における不良住宅に該当するかどうかの認定調査を実施



2ー交付申請書（添付資料含む）を市へ提出

- ・補助金等交付申請書
- ・登記事項証明書 ※未登記の場合は固定資産名寄帳
- ・工事見積書（2社以上）
- ・住民票（世帯用）
- ・本人及び世帯員の前年の所得が分かる書類（所得証明書等）
- ※未申告の場合は申告が必要になります
- ※その他、必要書類があればお伝えします



3ー市から交付決定通知が送付される

※通知日以降なら契約、支払いなどを行ってもOKです。

※工事に変更が生じた場合変更申請書の提出が必要となります

- ・「早く契約（発注）したい」と思いますが、交付決定通知よりも前に事業を始めてしまうと交付対象となりません。申請後はなるべく早く交付決定を行います。



4ー工事等完了、全ての手続きが完了した段階で、市へ実績報告書を提出する。

※添付資料には支払いの確認できる領収書などの資料が必要なので担当へ確認してください

- ・補助事業等実績報告書
- ・解体業者からの請求書・領収書の写し
- ・写真（解体前・中・後）



5ー市から補助金の額の確定通知が送付される

- ・この通知が来れば補助金の請求が可能となります。

※補助金の額は対象工事費の1/2（上限100万円）ですが、消費税は含まれません。



6ー補助金の請求

- ・補助金等（交付・概算払）請求書
- ・補助金を振り込む口座が確認できる書類（通帳のコピー等）



7ー補助金の交付

- ・書類を確認後、概ね30日以内に指定された口座（申請者名義）へ入金されます。